

## 令和5年度 集団指導

(生活介護・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援B型・就労定着支援)

### 質問票に対する回答

#### Q 契約内容報告書について

「契約支給量の報告等」の説明で、「契約内容報告書」に触れている部分があった。契約内容報告書が必要になる場面や報告書のフォーマット、提出方法や期限について教えてほしい。

A

契約を締結した事業者は、新規に契約したとき、契約を終了したとき、又は契約支給量を変更したときは、契約内容報告書により、その契約内容を市町村に遅滞なく報告しなければならないこととされています。

当該報告は、支給量管理を行うサービスか否かにかかわらず、原則として、支給決定障害者等とサービス利用契約を締結し、障害福祉サービス受給者証に契約内容等を記載した事業者が行うこととなっています。

契約内容報告書の書式については厚労省のホームページに記載がございますのでご確認ください。

○厚労省 HP：介護給付費等に係る支給決定事務等の事務処理要領

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17797.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17797.html)

「様式第26号 契約内容(障害福祉サービス受給者証記載事項)報告書(例)」をご参照ください。

提出につきましては、郵送もしくは府中市障害者福祉課給付係へ直接ご持参くださいますようお願いいたします。

#### Q 非常災害対策について

消防署への消防計画の提出や自衛消防訓練通知書について詳しい説明をお願いしたい。届出が必要となる施設の規模なども合わせて周知をお願いする。

A

消防法において防火管理者を定めることとされている障害福祉サービス事業所の規模は、収容人数(従業者の数と障害者などの要保護者の数を合算したもの)が30人以上の事業所です。そのため、この規模の事業所は、消防計画の作成及び届出や、消火、通報及

び避難の訓練（避難訓練等）の実施が消防法において義務付けられています。この規模の事業所は、避難訓練等の実施にあたっては「自衛消防訓練通知書」により消防署に通知してください（消防法施行規則第3条第11項）